

みてんか

まつさか市議会だより

vol.71
2018.9.1

マジメで
面白くない
報告ですが…

「みてんか」は電子
ブックやPDFでも
ご覧いただけます。



6月

定例会の
あらまし

一般会計・特別会計補正予算など 35議案を可決!!

■会 期：6月19日から7月11日までの23日間

請願
第1号

百条委員会設置に関する請願書

◆請 願 者 鳥田 厚生

◆請願内容

平成23年度地区集会所建設事業補助金に係る不適正な補助金交付に対しての立入調査には制約がある。その真因を明らかにするために百条委員会の設置と再発防止対策が講じられるよう求める。



7月 5日 総務企画委員会に付託されたこの案件は、同委員会で継続審査の動議が出されたが否決され、百条委員会設置の請願が採択すべきものとされた。

7月11日 本会議では、委員間討議の後、継続審査の動議が否決され、討論、採決を行った。

賛 成 討 論

- 市執行部が積極的に解決しようとする意思が見当たらず、過大補助金分の返還だけで済まそうとしている。これ以上の調査結果は限界がある。
- あまりにも不適切、しかだますという意味は確認できなかった点や実際の補助金額と交付済み補助金額の差額分の受給については制度の錯誤等とは言いがたい。事実から逃げてはならず、真実を明らかにしていきたい。
- いまだ真相の究明にはほど遠く、行政担当部局には真偽を見抜くだけのシステムが構築されておらず全くのノーチェック状態である。



6人の議員が退席。委員会の審査通り、21人の挙手全員で採択された。

賛成 21
反対 0
退席 6

採 択

■ 百条委員会とは

《地方自治法第100条に基づくところからの通称》地方議会が必要に応じて設置する特別委員会。自治体の事務について調査する。関係者の出頭と証言、記録の提出を請求できる。

議 会
早わかり



5つの議案に対して附帯決議

7月4日 文教経済委員会に付託された5つの案件それぞれに課題が残っているため、11日の本会議で附帯決議を出すとし挙手全員で可決すべきものとした。

7月11日 本会議では、委員会の決定に基づき、次の通り附帯決議を全会一致で可決した。

附帯決議

議案第64号では休館日と名称に、議案第65号と議案第77号では休館日、名称、共通券の取扱いに、議案第74号では名称に、議案第78号では休館日、共通券の取扱いについて検討すべき課題は残されたままである。

1. 休館日については、利便性、周遊性並びに滞在性を考慮したものとなるよう、検証及び検討を行うこと。
 2. 名称については、歴史的文化的な背景を考慮し、相応しいものとなるよう、検証及び検討を行うこと。
 3. 共通券については、利便性、周遊性並びに滞在性を考慮したものとなるよう、検証及び検討を行うこと。
- 上記の事項に対し、早期に取り組むよう強く求めた。

- 発議第5号 豪商のまち松阪観光情報センター条例の制定についてに対する附帯決議について
- 発議第6号 松阪市旧長谷川邸条例の制定についてに対する附帯決議について
- 発議第7号 松阪市観光情報センター条例の一部改正についてに対する附帯決議について
- 発議第8号 松阪商人の館条例の一部改正についてに対する附帯決議について
- 発議第9号 松阪市原田二郎旧宅条例の一部改正についてに対する附帯決議について



■ 附帯決議とは

議決された議案に対して付され、予算の執行や条例の施行に関する議会としての意見や要望を表明するもの。市長等は、付された附帯決議の内容を尊重するとともに、附帯決議の内容に関する事後の状況や対応を議会に報告する義務がある。





常任委員会 初

総務企画委員会が

▲7月20日 市長応接室にて

市長に「地域防災対策」への提言！

総務企画委員会では、6月議会終了後の7月20日に竹上市長に対し、「地域防災対策」への3項目にわたる提言を行いました。

1. 自治会単位へ、具体的な取り組みを働きかけること

(例えば、家具固定について、全自治会による取組みなど)

2. 住民協議会へ明確な役割の提示を行うこと

(例えば、防災訓練等の位置づけや共助についての学習会など)

3. 市民啓発として、「防災の日」の設定を検討すること

今年4月に開催された第10回議会報告会(参加者311人)では、1部の議会報告の後、2部において「地域防災」をテーマに市民の皆さんと意見交換を行いました。そこではさまざまな意見や要望を伺いましたが、自治会や地元消防団など、団体間の連携の問題や、情報共有の問題などが浮き彫りにされました。

総務企画委員会では、どれも自助・共助の意識が適正かつ十分に醸成されていないがために生ずる問題であると捉え、これらの問題を解決していくため3つの具体案をまとめました。

市に対して早期の政策実現が望まれるとともに、総務企画委員会にとどまらず議会全体として今後更なる研究、協議を重ねながら、行政等とともに防災のまちづくりを進めていきたいと考えています。

この提言に対して、竹上市長は『防災の日』の制定については、市民にとっても非常にわかりやすく、周知を図る上でも非常に良いことであると前向きに検討していくことなどが話し合われました。

総務企画委員会 ▶▶▶▶▶▶▶▶

市長へ意見書を提出

総務企画委員会（委員長 植松泰之 他 6 人）は、「ブロック塀等の撤去・改善を推進するための補助金制度創設に関する意見書について」という市への意見書をまとめ、7 月 11 日の本会議最終日に全会一致で採択後、7 月 20 日、竹上市長に提出しました。

6 月 18 日、大阪北部を震源とする地震が発生。ブロック塀が倒壊し、小学生の尊い命が失われました。それを受け、松阪市はブロック塀等に対する緊急調査を行い、市内の公共施設の中で建築基準法に適合しないブロック塀が 47 か所あることを明らかにしました。

6 月議会では、それらを補強・撤去するための補正予算 850 万円が追加上程され、議会として可決したところです。市はこれから実施に向け、早期に取り組むこととなります。

また今後、まずは子どもたちが通る通学路を優先的に調査し、対応を行っていく計画を検討していることも明らかにしました。

しかし、市域全体の安心安全のためには通学路への対策のみでは十分ではなく、総務企画委員会では、市域における民間所有のブロック塀等も補強・撤去の対象にすべきであるとの考えから、そのための新たな補助金制度の創設を求める意見書をまとめ、議会として竹上市長に提出することとなりました。

今後、市の迅速な対応に期待するとともに、総務企画委員会においても引き続き注視していきたいと考えています。



平成 30 年
6 月定例会

議決結果一覧表

全会一致で可決、同意、賛成された案件

議案番号	案 件
議案第 61 号	平成 30 年度松阪市一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 62 号	平成 30 年度松阪市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 63 号	松阪市中心市街地活性化複合施設条例の制定について
議案第 64 号	豪商のまち松阪観光情報センター条例の制定について
議案第 65 号	松阪市旧長谷川邸条例の制定について
議案第 66 号	松阪市中部圏開発整備に伴う固定資産税の特例に関する条例の廃止について
議案第 67 号	松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第 69 号	松阪市都市計画税条例の一部改正について
議案第 70 号	松阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 71 号	松阪市介護保険条例の一部改正について
議案第 72 号	松阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部改正について
議案第 73 号	松阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部改正について
議案第 74 号	松阪市観光情報センター条例の一部改正について
議案第 75 号	松阪市都市公園条例の一部改正について
議案第 76 号	松阪市立歴史民俗資料館条例の一部改正について
議案第 77 号	松阪商人の館条例の一部改正について
議案第 78 号	松阪市原田二郎旧宅条例の一部改正について
議案第 79 号	松阪市過疎地域自立促進計画の変更について
議案第 80 号	工事請負契約の締結について（松阪市立鎌田中学校校舎改築工事（建築））
議案第 81 号	工事請負契約の締結について（平成 30 年度 松阪市総合運動公園建設工事）
議案第 82 号	工事請負契約の締結について（庁舎本館空調設備他改修工事）
議案第 83 号	工事請負契約の締結について（松阪市新福祉会館大規模改造工事）
議案第 84 号	工事請負契約の締結について（松阪市立鎌田中学校校舎改築工事（機械設備））
議案第 85 号	工事請負契約の締結について（松阪市立鎌田中学校校舎改築工事（電気設備））
議案第 86 号	工事請負契約の締結について（松阪市立三雲中学校校舎増築他工事）
議案第 87 号	工事請負契約の締結について（松阪市防災行政無線（飯南・飯高管内デジタル同報系）整備工事）
議案第 88 号	工事請負契約の締結について（第三小学校校舎大規模改造工事（第 2 期）その 2）
議案第 89 号	財産の取得について（中心市街地活性化複合施設の整備）
議案第 90 号	専決処分の承認について（平成 29 年度松阪市一般会計補正予算（第 8 号））
議案第 91 号	専決処分の承認について（松阪市税条例の一部を改正する条例）
議案第 92 号	専決処分の承認について（松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第 93 号	専決処分の承認について（松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第 94 号	平成 30 年度松阪市一般会計補正予算（第 2 号）
発議第 4 号	ブロック塀等の撤去・改善を推進するための補助金制度創設に関する意見書について
発議第 5 号	豪商のまち松阪観光情報センター条例の制定についてに対する附帯決議について
発議第 6 号	松阪市旧長谷川邸条例の制定についてに対する附帯決議について
発議第 7 号	松阪市観光情報センター条例の一部改正についてに対する附帯決議について
発議第 8 号	松阪商人の館条例の一部改正についてに対する附帯決議について
発議第 9 号	松阪市原田二郎旧宅条例の一部改正についてに対する附帯決議について
請願第 1 号	百条委員会設置に関する請願書

表決が分かれた案件

議案番号	案 件	審 議 結 果
議案第 68 号	松阪市税条例等の一部改正について	賛成多数 可決
発議第 3 号	地方財政の充実・強化を求める意見書について	賛成多数 可決
請願第 1 号（継続審査動議）	百条委員会設置に関する請願書に対する継続審査動議（坂口秀夫議員外 1 名提出）	賛成少数 否決

表決が分かれた案件に対する各議員の賛否

議員名 議案番号	真 政 ク ラ ブ							政 志 会							グ ル ー プ 隼			公 明 党			日 本 共 産 党			市 民 ク ラ ブ				
	赤塚かおり	坂口秀夫	植松泰之	堀端脩	野呂一男	中村良子	山本芳敬	大平勇	中村誠	松本一孝	谷口聖	市野幸男	米倉芳周	沖和哉	濱口高志	田中正浩	西口真理	深田龍	海住恒幸	松岡恒雄	山本節	西村友志	殿村峰代	栗谷建一郎	久松倫生	橘大介	楠谷さゆり	中島清晴
議案第68号	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○
発議第3号	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第1号（継続審査動議）	○	○	○	○	○	×	－	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

議長 山本芳敬は採決に加わりません。 ○は賛成した議員、×は賛成しなかった議員

ここが聞きたい！

一般質問

議員が市の行政全般にわたって、市長・教育長の方針、見解、事実の説明、報告を求めるものです。今定例会では 18人が質問しました。

▲ 6月定例会本会議の様子(7月11日)

一般質問のページの原稿は、本会議での発言を要約し、議員自身が作成したものをそのまま掲載しています。

一般質問スケジュール

日 時	登壇者（質問順）					
6月26日(火)	①深田 龍	②野呂 一男	③橘 大介	④堀端 脩	⑤松本 一孝	⑥中村 誠
	①楠谷さゆり	②坂口 秀夫	③西口 真理	④海住 恒幸	⑤田中 正浩	⑥沖 和哉
7月 3日(火)	①殿村 峰代	②市野 幸男	③栗谷建一郎	④久松 倫生	⑤松岡 恒雄	⑥大平 勇

質問時間は、1人50分。(答弁時間を含む) ◎統括、一問一答、分割のいずれかを選択して行います。



グループ阜



ふかた りゆう
深田 龍 議員



真政クラブ



の ろ かずお
野呂 一男 議員



障がい者スポーツの振興について

Q 市内の体育施設5カ所に車いすスポーツで体育館を使用できるかを聞いたら、3カ所はできないという返答だった。なぜ判断が分かれたのか。

A 車いすが激しくぶつかり合うという認識のもと、体育館の床等の損傷などの懸念があり、後の利用者への影響等も考える。

Q 使える環境を整備して、初めて競技者や競技人口というのは生まれ育つものだと考える。

心のバリアフリー、制度のバリアフリーをお願いしたい。

A 試合などの競技としての利用は難しい。体験会など激しいものでなければ利用していただける。

松阪市の休校や廃校になった体育館があるので、その施設を利用いただくことは可能である。

意見 体験会で使用を求めた施設もあったが、結果として断られた。そういうことはないように是正していただきたい。

使用実績もない中で、先入観だけでめだと決めつけるのではなく、制度上は使えるようにして、まずは使っていただくという決断をお願いしたい。



不審者の対応と更なる 今後の対応策について

Q 市の小中学校児童生徒の平成28年、29年度の不審者発見件数は。

A 平成28年度は29件、29年度も29件。しかし、同26年度は57件あった不審事案も同27～29年の3年間は、約半数と減少している。

Q 教育委員会は不審者が発生した時、即対応のとれる関係機関はあるのか。

A 防災対策課、各地区市民センター、地域振興局、青少年センター、警察署、消防署など多くの関係機関に協力を頂いている。今後も状況に応じて協議して安全確保に努めていく。



松阪市の情報教育と 家庭との連携について

Q スマートフォン、携帯電話の普及で児童生徒の生活環境が変化しており、これを防ぐために文科省・警察署・市教育委員会は、インターネットの使用ルールやマナーを身に付けるためのパンフレットを各家庭に配布した。教育委員会は今後、どのように家庭に啓発をしていくのか。

A 教育委員会では学力の実態、児童生徒の意識、地域、保護者の願いを踏まえ、子どもたちの実態や発達段階に応じた情報モラル教育を進めていきたい。また、パンフレット等を活用し、家庭と連携して子どもたちをネットトラブルから守る取り組みを推進していきたいと考えている。



市民クラブ



たちばな だいすけ

橘 大介 議員



真政クラブ



ほりばた おさむ

堀端 脩 議員



松阪市児童センターの 利便性について

Q 松阪市児童センターの課題は、駐車場が4台しかない。駐車場が少ないことをどう考えるのか。

A 利用者の利便性を高めるために、駐車スペースの確保には何らかの対応をしていく必要がある。

Q 松阪市児童センターの潜在能力を生かしてないのではないかと。思った用具が全てある。サッカーボール、ドッジボール、竹馬、卓球場もあり、乳幼児が遊べる施設、図書館、漫画も本もある。芝が整備されている。しかし、すぐれた施設を持ちながら、駐車場が少ない現実があるが。

A 児童センター周辺において一定の台数が停められる空き地を駐車場として確保ができないかを考えていきたい。また芝生広場の一部を何か活用含めて、今以上に敷地内で台数を増やすことができないかを検討していきたいと考えている。

Q 竹上市長は松阪市の子育て宣言を掲げている。質問した内容との整合性は。

A 年度途中であっても、市民のニーズがあるところはきめ細やかに柔軟に対応していくという姿勢は持ちながら、一つ一つの要望にきちんとお応えをしていきたいと思っている。



▲松阪市児童センター（清生町）



松阪市と社会福祉協議会の関係

Q 年間の社協への事業委託の内容と積算内訳は。

A 業務委託は、全19事業、計2億3,921万2,071円となる。積算内訳は、専門性を有する人的経費やその他、必要経費になる。

意見 社協はプロパー集団である。しっかりと積算根拠を求めて、役所との委託契約をすべきである。



出水期（雨季）に向かった防災対策

Q 昨年の被害が放置状態にされているが、さらなる被害拡大につながらないか？

A 災害の多くは、台風等暴風雨による土砂流出による山腹崩壊などの被害で、応急的にでも県に働きかけていきたい。



▲放置状態の土砂崩れ



ドローンを危機管理上の活用について

Q 近年ドローンを活用していろいろな運用が広がっている。先般の大阪北部地震でブロック塀による事故が起き、早々に現状把握ができ、人材不足の松阪市にとって大事ではないか？

A ドローンの活用については、先ほどの調査にも使え、今後調査研究の一つとしてとらえさせて頂きたい。



政志会



まつもと かずたか
松本 一孝 議員



政志会



なかむら まこと
中村 誠 議員



飼い主がいない猫、 地域と行政の関わり

Q 京町自治会では、昨年、地域猫プロジェクトを発足され、地域の猫として見守るとともに、餌の管理など徹底するよう地域の皆さんにお願いし、これ以上増え続けられないよう努力されている。またその他周辺の地域では、飼い主がいない猫が何匹いるのか全く把握されていない現状がある。取り組みをされている地域もあれば、取り組みをされていない地域もあり、地域任せになっていることについて行政はどういった関わり方を持たれているのか。

A 保健所や三重県動物愛護推進センターあすまいと連携を図り、1代限りの命を地域で見守るTNR活動を支援している。

Q 猫が好きな方、嫌いな方も見え、近隣のトラブルもあり、地域猫として共存していくわけだが何か対策は練っているか。

A 市民の皆さんからトラブルの相談が寄せられた際は、TNR活動のお勧めや、猫よけ対策グッズの紹介をしている。今後はまたこの活動の周知にも取り組んでいく。

その他の 質問

- ・郷土にゆかりのある歴史人物
- ・GDPRについて
- ・小学校の修学旅行に関する懸念とその教育

用語解説

TNR活動・・・地域の問題として飼い主のいない猫を住民やボランティア等が共同管理することで、最終的にそのような猫をなくすことを目標とした活動。

風力発電について

Q 風力発電計画の現状と市の対応および考え方は。

A 平成29年6月議会において、市長は請願書の全会一致による採択、市民の皆さんの反対意向を重く受け止め、地域住民の合意を得ていない風力発電事業計画について、市の土地を使わせることはないとは回答しており、現在もこの考え方に変更はない。

事業者は、建設計画の一部を変更した新しい計画を公表している。

Q 今回の計画において市有地がないのか、変更があるのか。

A 今示されている計画の位置図からの想定とはなるが、風車8基中4基が市有地にある。地域住民の皆さんの合意がないということであれば市有地は使わせないというのは以前と変わらない。

小中学校エアコン・DBO方式による工事発注について

Q 今回20億円という事業に対して最低制限価格が設けられていないが。

A 設計施工業務に加えて約13年間に及ぶ維持管理期間を設けており、工事に関する瑕疵や、機器等の不具合があれば事業者側の負担によって対応するとなっており、最低制限価格を設けずとも要求水準に適した履行の確保が図れると判断した。



市民クラブ



くすたに

楠谷 さゆり 議員



真政クラブ



さかぐち

ひでお

坂口 秀夫 議員



白猪山風力発電計画について

Q 市長の答弁の「地域住民の合意を得ていない計画に市の所有地を使わせることはない」の地域住民の合意とは、自治会長の合意だけで良いのか。

A 地域住民で組織する自治会においてさまざまな意見を調整して、地域の総意として自治会長の名前で示したものと認識。

Q 市の土地とは、地上権貸付地も含むのか。また、風車建設のための林道についても市の土地を貸すことはないか。

A 小片野町、大石町にある地上権の設定された土地も含む。林道の土地を貸すにあたっては、地域の合意が前提になる。

Q 事業者は計画を一部変更したが、同じ計画とみなしてよいのか。

A 方法書手続きにおいて示された計画の変更であり、違う計画との認識ではない。

飯南・飯高地域の認定こども園への方向性について

Q 現場の不安というものが解消されていないのに、来年の4月からとなると時期尚早ではないか。

A 来年4月から移行してほしいというニーズと、急がずにしっかり準備してから移行してほしいという意見をしっかり受け止め、慎重に判断していく。

その他の
質問

放置自動車処理に関する条例

津波避難行動につなげるための VR体験導入について

Q 津波の怖さの現状は東日本大震災における現状を見てよく分かっていると思われるが、津波発生時の避難行動を仮想現実のVRの立体映像で疑似体験ができる津波シミュレーションも必要かも知れない。街並みを再現し、歩行者の視線で避難場所までの経路を確認することができるのではないかと。防災教育として、また映像でリアルに災害が身近に感じられると思われる。映像を通じて仮想ではあるが、実際に災害のイメージができ、防災意識の向上にもなるのではないかと。

A VRによる津波シミュレーションの情報は、ある民間企業によると、例えばGoogleをつけて、50センチの津波が来た場合、また1メートルではどのような様子になるのかというのが体験できる。そして、浸水の高さによって、こういう状況になるというのが表現できると聞いている。

しかし、現在その企業のシステムでは、海岸部と山寄りに行ったところでは標高が違い、同じ津波が来た場合に、その地点ごとの高さ、標高によって本来は浸水区域が違うが、そこまではなかなか現状ではできていないと聞いている。VRで危険性を感じる一定の効果はあると考えられるので、今後防災啓発事業を実施する際に、VRを扱う民間企業の出展、協力が得られないかなど調査・研究を進めていきたいと考えている。



グループ阜



にしぐち

まり

西口 真理 議員



グループ阜



かいじゅう

つねゆき

海住 恒幸 議員



なぜこうなった？

松阪公民館の音響問題

Q 今年4月に移転した松阪公民館。室内の反響音、残響がひどくて活動に支障をきたしている。なぜこんなことになったのか。今回の改修工事がおざなりなものになっていなかったか。音に関する利用者の声はどのように業者に伝えられたのか。

A 意見の多かったホールの防音設備を最優先し、7回ほど打ち合わせをしてきた。

Q 吸音というのは防音とセットで考えるものだ。窓がない、天井も低い部屋の中の反響音については考慮されなかったのか。

A 吸音については必要を認識しておらず、結果論として反響が出てしまい、皆さんにご迷惑をかけ申し訳なく思っている。

Q 既存の施設の中に新たな部屋を作る場合、反響音はつきまとう問題だ。しっかり検討してくださいと担当課に申し上げた。が、上にも下にも業者にも伝わってない。認識の共有、組織のあり方に問題がないのか。

A 課としてそれが事実であれば、しっかり耳を立てて聞く必要があったと思う。

Q 今後のことについて、いつ頃どういう風な対応をしていただけるのか。

A 音を吸収する効果があるカーテンの設置を7月中旬に着工できればと考えている。

Q 今回の反響音問題は明らかに市のミスだ。どうしてそうなったか検証し、今後、利用者に寄り添った対応をして頂きたい。

A いろんな情報を得る事が必要。この経験を今後の事業展開に生かしていきたい。



「ナースコールに対応なかった」(患者家族)の
のに、「カルテ」では対応したことには？

Q 「きょう、あすの命」と言われた最終段階の入院患者に提供される医療とは。

A 常に看護師間で患者の状態を共有。医師にも状態を報告し、指示を仰ぐ。ご家族にも患者の状態を説明。心電図、呼吸、酸素、血圧等を頻繁に確認。ナースコールにはすぐに対応するのが基本。

Q 患者の家族がナースコールをしたが誰も来なかった。看護師が来たのは心肺停止後。ご家族が指摘すると、病院は、ナースコールにすぐ対応、すぐ病室を訪れたとする看護師たちの証言集(回答)を作成した。

ご家族の証言と市民病院の言っていることは、どちらが正しいのか。ご家族は見たまを意見したが、回答はありもしない内容だ。病院側は、根拠を示してほしい。事実はどうやって証明できるのか。

A カルテがすべてだ。

Q 亡くなる前日のお昼から、亡くなる当日まで食事は摂っていないのに、亡くなる日の朝まで全介助で食事を提供したことになっているカルテは、信頼に足る内容か。

A カルテの位置付けは重く真実だ。

Q 重い文書だからこそ勇気ある修正が必要なときもある。間違った可能性があるかもしれないから再検証してみる必要があるがいかがか。

A カルテに書いたことが真実だと現時点では理解している。



グループN



たなか まさひろ
田中 正浩 議員



政志会



おき かずや
沖 和哉 議員



小中学校空調設備工事のDBO 事業による進めについて

- Q DBO 手法で学校エアコン整備工事を進めている自治体はあるのか。
- A 岸和田市と本市のみと思われる。
- Q 予定価格20億4,962万円とあるが、この計算根拠は、公表しないのはなぜか。
- A 価格競争性に影響が出てくることから非公開としている。
- Q エアコン機器メンテを13年にしているのはなぜか。
- A 減価償却資産の耐久年数等に関する省令に合わせて13年間としている。
- Q 都市ガスが入っていない場所でのガスエアコンの設置が決まった場合、空調のためのガス供給業者は、地元業者でいいのか。
- A 地域事情や地元貢献との兼ね合いなど今後検討していく。
- Q 総合評価方式の全ての項目が公開されるのか。
- A 落札者決定基準において評価項目、配点、審査のポイントは公表している。
- Q 応募者のプレゼンの非公開はなぜか。
- A 民間企業のノウハウや技術的な知見を保護するため、非公開としている。
- Q 震災に強い機器の選定項目は。
- A 「災害発生時に安定したエネルギー供給等が可能な実行性の高い提案」の問いを設けた。

安心して暮らせるまちを守る、 実践的な避難所運営に向けて!

- Q 避難所の多くは小中学校が指定されている。普通教室をはじめ学校施設の運用方法やガイドラインはどうなっているか。
- A 現在、本市には普通教室の避難所利用基準はないが、文科省からも運用を示されており、災害状況に応じて開放していきたい。
- Q 発災時と何日か経過した後では避難所に必要となる機能やスペースは変わる。具体的な条件やガイドラインを決めるべきではないか。
- A 避難所運営マニュアルの改訂を検討しており、関係部局、特に教育部局等で連携をとって取り組んでいく。

子育て一番宣言の総仕上げに向け、 竹上半端ないと言われるように!

- Q 母子手帳をもらうだけでも仕事を休まなければならない。「健康センターはるる」の土曜の開設や時間延長はできないか。
- A まずは保健師の数を増やし、議員の指摘も考えながら、孤立する母親をつくらないうよう、頑張っていきたい。
- Q オリジナル婚姻届をみんな楽しみにしている。婚姻届とともに、お祝いの気持ちを松阪オリジナル出生届にしてはどうか。
- A 若手職員のチームでオリジナル婚姻届とともに、現在、オリジナル出生届も作成を進めている。
- 意見 若い感性をフルに発揮して、職員がこれを出したいと思う届書を作ってほしい。



日本共産党



とのむら みねよ
殿村 峰代 議員



政志会



いちの ゆきお
市野 幸男 議員



年度途中の放課後児童クラブの 立ち上げ可能に

Q 放課後児童クラブにおける保護者や保護者会の相談窓口や支援体制は。

A 例年12月から1月に懇談会を開催。また、随時相談など、早い段階で保護者のニーズを把握できることが望ましい。保護者会への支援として国・県・市独自の支援体制をさまざま整えている。保護者会との連携で年度途中であっても第2クラブの立ち上げなど柔軟に対応していきたい。

Q 今後の「放課後子ども総合プラン」という文科省と厚労省の縦割り行政の垣根を超えた方策について松阪市の考え方は。

A 平成29年4月に大規模組織改正を行い、子供の成長過程において手を差し伸べる就学前・就学後という割り切り方をした。今後もよりよい取り組みを行いたい。

これからの高齢者福祉制度の充実の 姿勢・方向性は ～近隣との交流のない高齢者支援～

Q 今年、介護保険の利用もなく、生活保護受給者でもない高齢者が3人も孤独死された。今後の高齢者福祉サービスの推移等から分析された具体的な計画は。

A 住民主体の多様な集いの場などを通じて住民の絆が深まり、生活課題を共有することで地域住民など多様な主体による生活支援や互助の仕組みに発展していけるようさまざまな支援を行っていきたい。

意見 今年配布される「命のカプセル」を十分機能させ柔軟に対応される仕組作りを。

松阪市の防災について

Q 現状想定している指定避難ビル整備の目標数の設定と進捗状況は。

A 目標数の上限設定はなく、現状44施設の一時的避難ビルの協定をしているが今後も推進を図っていく。

Q 堆積された河川の整備を兼ねて残土を利用した高台整備など氾濫防止にもなる総合的な考え方はないのか。

A 今後この工法、手法については他市の事例等を参考にしながら、手法の検討を考えていく。

Q 鈴鹿市、伊勢市はすでにブロック塀等撤去事業補助金制度も始まっている。一般まで必要かどうかの考えは。

A 狭あい地域、通学路の安全を考えて喫緊に7月中に調査に入りその後、制度設計の検討をやっていく。

Q 耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む住宅所有者への積極的な普及啓発の成果は。

A 民間業者への委託で年間400件程度だったが6,000件の訪問となり補助件数も倍増となって成果は出ている。

Q 空家等対策の推進に関する特別措置法が施工されているが特定空家について取り組んでいること、わかっていることは。

A 今年度空家対策係を新設し、松阪市空家等対策計画の策定と専門団体から推薦された外部委員で構成される松阪市空家等対策協議会を設置した。



日本共産党



くりたに けんいちろう

栗谷 建一郎 議員



日本共産党



ひさまつ みちお

久松 倫生 議員



高齡化のもとで公共交通拡充に デマンド型交通を

Q 高齢者が増え、車が使えなくなると、病院や買い物に大変困っている方が増えてくる。市の「総合計画」では「公共交通利用可能地域100%」を掲げているが、これを本気でやるにはデマンド交通を導入していかなければならないのではないか。

A 路線定期型交通のみでは対応は難しく、デマンド型交通等も踏まえ、さまざまな運行形態を研究し地域の実情に見合った地域公共交通のあり方を検討していく。

市職員の会計年度任用職員 制度の導入について

Q 2020年4月1日から会計年度任用職員制度が施行される。非正規職員の方の雇用の継続は。

A 職務経験、実績等も鑑みて選考する。

Q 非正規職員の期末手当の支給は、

A 現在検討を進めている。

Q 正規職員を会計年度任用職員に変えるようなことはないか。

A 適正な職員数を確保する。

Q 労働基準監督署から是正勧告を受けた

松阪市シルバー人材センターの 労働基準法違反について

が、補助金を出している市の対応は。

A 状況に応じて監督官庁をはじめ必要な行政機関に情報提供を行うなど対応したい。

地域医療構想と市民病院在り方 検討委員会について

Q 答申に関わる行政運営について聞く。答申を出す際に「統合が望ましい」と委員長の個人的見解を言う無責任、12月のシンポジウムで市民病院の「ビジョン4」はお茶を濁しただけと関係者が言う。市民周知の機会に答申を超えた個人的見解を語る、こんなことが平気なのか。

A こうした発言は、発言者の立場によって、市民や関係者に及ぼす影響力も大きく、ひいては、事実関係を揺るがしかねないものと捉えられてしまう危険性があることを認識することが大切である。

答申書の内容に基づき行政運営を図ってまいりたい。

県営水道受水費引き下げへの 取り組みについて

Q 引き下げの具体化の時期ではないか。

A 県企業庁の内部留保は123億円、一般会計へ貸付が40億円ある。受水費の負担軽減へしっかり要求していきたい。

平和首長会議とヒバクシャ 国際署名について

Q 会津若松市庁舎の玄関にヒバクシャ国際署名が置いてある。平和首長会議の取り組みとして原爆写真展のときに署名を提起するつもりはないか、提案する。

A 国政に関わることには協力をいたしかねる。



公明党



まつおか つねお
松岡 恒雄 議員



真政クラブ



おおひら いさむ
大平 勇 議員



防災の取り組みと災害時の支援協定

Q 大阪北部地震を受け、災害への備えについて、改めて取り組み姿勢は。

A 災害はいつ来るかわからない、いつ来てもご自身の生命が守れるよう、できる限りの自助努力をお願いしながら積極的に防災啓発を行っていく。

Q 災害時における段ボール製簡易ベッド等の供給協定についてどのようにお考えか。

A 県の流通備蓄や国のプッシュ型の支援の内容等も研究しその支援の中になれば、簡易ベッドの備蓄計画で追加配備の検討が必要になった際には、備蓄計画の課題として考えていきたい。

防災の取り組みと

防火樹木整備によるまちづくり

Q 避難所や公園の樹木について、燃えやすい樹木が植えられているか現状はどうか。

A 一般的に、葉が厚く水分を多く含むツバキ、ケヤキ、クスノキ、スダジイ等が防火性にすぐれ、葉に樹脂を含む松、杉、シュロ、キンモクセイ等は延焼の可能性が高い。市内の樹木を有する公園407カ所で松、杉、シュロ、キンモクセイ等の植生を調べ、122カ所の公園に存在。一方で防火性にすぐれたツバキ、ケヤキ、クスノキ等はほとんどで存在する状況。宅地開発は、適切に配置するよう事業者と協議し整備されているので危険な現状になってない。

どうなる！！

下蛸路町に建設計画の牛舎問題

Q 松阪市環境保全審議会その後は。

A 審議会へ説明責任を果たせる資料の提出と近隣住民への説明会の開催を求めている。牛舎計画対策協議会は事業者に対し公開質問を出し回答待ちである。

どうなる！！ 白猪山山頂付近で 事業変更した風車建設問題

Q 変更した主な点と市の根本姿勢は。

A 12基から8基に、深野地区は0基に、大石地区は市有地内に6基から4基に変更。地域住民の合意を得ない計画は、市の土地は使用させないが基本である。

小学校運動場ナイター設備について

Q 暗くてけがなどが心配だ。

A 平成11年ナイター施設は地元から寄付を受けた時、新設・増設の要望は受けないと確認。子どもの将来を見据え、全てのスポーツ環境づくり支援を行う。

公文書改ざんと監査委員から 指摘しているペン使用について

Q 再発防止対策と懲戒処分の適用を。

A 再発防止のため職員の教育、日常の所属長の確認等で適正な文書管理を指導する。消せるペン使用での公文書作成は、懲戒処分の対象ではないが虚偽の公文書を作成・報告した場合は、減給または戒告となる。

きてんか！議場見学！

～ 2組の団体が議場見学に訪れました～

●エピソード1

普段座ることのできない議員席に座って、議場独特の雰囲気を体験していただきました。

5月30日 飯南町下仁柿ふたば老人会の皆さん 19人



●エピソード2

議場では議会形式で、議長席に座った児童が議員席に座った児童を指名して、今日のために準備してきた質問を発言。職員や議員の答えをメモして、最後に記念撮影をされました。

6月14日 第一小学校3年生の皆さん 25人



*議場見学のご案内

松阪市議会では、議会開会中を除き、議場見学を随時受け付けています。議場でいろいろな質問や意見を聞かせてください。

議会力・議員力の充実を目指して！

5月31日から6月1日の2日間、議会改革特別委員会作業部会の10人（久松 倫生部会長）が議会改革で先進的な取り組みを行っている会津若松市議会（福島県）で聞てきました。

議会として政策提言や条例提案の実践などを深めることを目的に行政視察を行いました。



▲会津若松市議会議場にて

▶会津若松市議会が作成した「議会白書」



◎議会の機能

監視機能
政策立案機能
民意吸収機能

- ・政策形成サイクル
- ・市民との意見交換会と広報広聴
- ・政策討論会
- ・決算審議を予算審議につなげる

松阪市議会では、今後さらに議会機能の充実を図るため、議会基本条例の基本に立ち返り、市民の声を行政に生かせるよう取り組みを進めます。また、政策提言・条例提案ができるよう引き続き議会改革を進めていきます。



▲会津若松市役所

平成 29 年度決算の審議のスケジュール

決算審議の流れ

【本会議】

市長から平成 29 年度
決算議案の上程・説明



《決算調査特別委員会を設置》

決算調査特別委員を選任

※特別委員は、議長・議会選
出監査委員を除くすべての議
員を選任（26 人）

【決算調査特別委員会】

正副委員長の選任・4 分科会へ分担送付

4 つの分科会で市政の各分野を専門的に審査（1 日 1 分科会）

総務企画
分科会

環境福祉
分科会

文教経済
分科会

建設水道
分科会



各分科会長から報告・質疑・議員間討議・討論・採決



【本

決算
委員
審査

決算の議

松阪市議会の 1 年間の活動の中で一番の醍醐味は、9 月定例会の決算審議にあると言っても過言ではありません。かつて、決算議会とは 11 月の終わりから 12 月にかけての木枯らし舞う時期に開催され、議論の主戦場となる委員会室の熱気と冷たい外気のはざまに窓ガラスは真っ白に曇っていたことが古い議員には今は懐かしき思い出です。決算調査特別委員会という舞台上がれる議員は議会の中で選出された 9 人と少人数で、2 つの委員会室をぶち抜いた広い部屋には決算案を用意した各担当部課の職員が詰めてぎっしりでした。議員も職員も、決算が終われば歳末であったため、歳末の風物詩のような、一種独特な空気感を共有していたのかもしれません。

さて昔話はここまで――。

今は、残暑厳しい中、クーラーと扇風機がフル回転です。

決算で議会が指摘した問題点を次の年度の予算案に生かしていくには 12 月では遅すぎるため、決算の時期を 9 月に早めました。

もう一つ、昔と違うところは議員全員（議長と議会選出監査委員を除く）委員となって、同特別委員会を 4 つに割った分科会での議論を中心としました。

変えたことによる一長一短はありますが、長所の部分を生かした議論ができるよう、改革の芽を絶やさないよう、これからも改善に努めていかなければなりません。

本会議】

審査特別
委員長から
の状況を
報告

議決

認定・不認定

現在の決算審議の長所

委員会は本会議からの議案の付託がなければ動きません。決算議案も本会議から決算調査特別委員会に審査を付託します。松阪市議会では、決算議案を、4常任委員会をベースとした分科会に審査を振り分けることで、特定の分野を深く掘り下げることになりました。

しかし、一人ひとりの委員は決算全体を見ることができないので全体会である決算調査特別委員会に分科会の議論の経過や結論を持ち帰り、分科会長がそれを報告。

異なる分科会に所属する委員が意見を出し合う議員間討議によって委員会全体での共通の認識を醸成します。

最終の本会議

分科会、全体の決算調査特別委員会と議論を積み上げ、委員長が結果を報告し、それを参考に本会議が決算の認定、不認定の判断を示します。特別委員会と本会議がほぼ同じ議員で構成されるため、それぞれの役割の違いが見えなくながちです。本会議の役割を形骸化しないための機能の付加が必要になるかもしれません。

■ 審議と審査の違い

議案が議会に出されて質疑をされ、議員間で討議され、賛否の討論をして議決するまでのプロセス全体を審議と呼びます。これに対して本会議より意見をまとめるよう付託を受けて委員会で行う議論のすべて（参考人招致や公聴会を含む）を審査と呼びます。本会議では委員会で審査された意見（委員長報告）を参考に最終的意思決定である議決を行います。



※9月定例会のスケジュールは裏表紙に掲載しています。

9月定例会の開催日程

49日間

日	月	火	水	木	金	土
8月26日	27	28 議会運営 委員会	29	30	31	9月1日
2	3	4 本会議 (決算議案上程・提 案説明、決算調査特 別委員会設置) 決算調査特別委員会	5	6	7 本会議 (決算議案に 対する質疑・ 委員会付託)	8
9	10 分科会 (総務企画)	11 分科会 (環境福祉)	12	13 分科会 (建設水道)	14 分科会 (文教経済)	15
16	17	18	19 議会運営 委員会 (26日上程議案) 分科会予備日	20	21 決算調査 特別委員会	22
23	24	25	26 本会議 (決算調査特別委員 長報告・議決、議 案上程・提案説明)	27	28	29
30	10月1日 本会議 (議案に対する質疑 委員会付託、請願・ 陳情上程)	2 本会議 (一般質問)	3	4 本会議 (一般質問)	5	6
7	8	9 本会議 (一般質問)	10 委員会 (環境福祉) (文教経済)	11	12	13
14	15 委員会 (総務企画) (建設水道)	16	17	18	19	20
21	22 本会議 (委員長報告 議決)	23	24	25	26	27



今月号の表紙は、松阪工業高校繊維デザイン科2年生奥本凜さんの「みこし娘」。松阪祇園祭にそって描きました。女の子はお神輿の擬人化であり、はっぴとはちまきを着させてお神輿を担ぐ舁夫も表現しました。

編集後記

昨年の8月から議会を身近に感じていただけるよう、わかりやすく読みやすい紙面作りにチャレンジしてまいりました。改選前の広報広聴委員会メンバーでの編集・発刊となった本号では、一般質問にQRコードを掲載させていただきました。これからも「みてんか」をどうぞよろしくお願いいたします。

広報広聴委員会 委員長 松岡 恒雄



広報広聴委員

(委員長) 松岡恒雄
(副委員長) 山本 節
(委員) 橘 大介 松本一孝
赤塚かおり 殿村峰代
山本芳敬 海住恒幸



● お問い合わせ
松阪市議会事務局

● 発行 / 松阪市議会 ● 編集 / 広報広聴委員会
〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

Eメール glkai@city.matsusaka.mie.jp
電話 0598-53-4433 F A X 0598-23-3962

